

神戸市公告

一般競争入札（総合評価落札方式）により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和5年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 事業名

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業

(2) 事業場所

神戸市中央区神戸空港1の一部、8-1の一部及び13の一部

(3) 事業内容

①事業目的

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）では、令和7年の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠の拡大に向け、新たな神戸の空の玄関口にふさわしい国内・国際一体型のターミナル施設（以下「本施設」という。）を整備する。

②事業範囲

- ・本施設の整備に係る設計・施工・工事監理業務
- ・本施設の周辺に係るランドスケープの提案(基本設計まで)

③事業方式

事業者が本施設の設計・施工・工事監理を行い、完工後に市に引き渡すデザインビルド方式による。

2 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

1) 入札参加者は、入札説明書に規定する本事業を実施するために必要な資格要件等を備えた企業で構成されるものとする。複数の業務を同一企業が行っても構わない。

また、1つの業務を複数の企業で実施しても構わない。ただし、それぞれが3 入札参加者の資格要件等（4）入札参加者の制限の要件を満たし、3 入札参加者の資格要件等（1）～（3）当該業務に係る個別参加資格要件は、主として業務を行う企業が満たすよう設定すること。

2) 入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定めるものとする。

なお、代表企業は原則として3 入札参加者の資格要件等（2）施工業務を行う者とする。代表企業は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

3) 構成企業間の関係は、元請負及び下請負の関係又は共同企業体のいずれかとする。共同企業体を結成しない場合、代表企業を元請負人とする。

入札参加者は、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、構成企業間の元請負及び下請負の関係、共同企業体の結成など、計画する事業実施形態について明らかにすること。

なお、共同企業体を結成する場合は、「特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書」を提出すること。

(2) 共同企業体の結成条件

1) 共同企業体を結成する場合の条件は、次のとおりとする。

- ・入札書類の提出までに結成すること
- ・4社以内で構成すること

- ・ 構成員の自主結成であること
 - ・ 共同請負について（昭和 28 年 3 月 10 日建設省発第 9 号）に規定する甲型であること
 - ・ 出資比率について、構成員が 2 社の場合、100 分の 30 以上、3 社のときは 100 分の 20 以上、4 社のときは 100 分の 15 以上とする。
- 2) 構成企業の内、結成しようとする共同企業体の構成員とならない者があるときは、共同企業体との関係（下請負等）を明らかにすること。
- (3) その他
- 1) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。
 - 2) 選定された入札参加者は、選定後速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。
 - 3) 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

3 入札参加者の資格要件等

入札参加者の資格要件は次の通りとする。

(1) 設計業務

設計業務を担当する者は、参加資格審査申請時において、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 2) 延床面積が 10,000 m²以上の施設で、地盤変形のある海上埋立敷地における新築工事の設計業務を受注し、完了した実績を有していること。ただし、当該設計業務につき主たる設計事業者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の設計事業者から当該設計業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。
- 3) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。

なお、令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、設計業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は 4 の連絡先まで速やかに連絡すること。

(2) 施工業務

施工業務を担当する者は、参加資格審査申請時において、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- 2) 元請として延床面積 10,000 m²以上の空港ターミナル施設（国内・海外は問わない）の新築工事相当を完了した実績及び地盤変形のある海上埋立敷地における新築工事を完了した実績を有していること。
- 3) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- 4) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（工事請負）に登録されていること。

なお、令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、施工業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査を受けなければならない。その場合は 4 の連絡先まで速やかに連絡すること。

(3) 工事監理業務

工事監理業務を担当する者は、参加資格審査申請時において、以下の要件を満たしていること

。なお、施工業務を担当する者が、工事監理業務を兼ねて担当することはできないものとする。

- 1) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 2) 国、地方公共団体、その他外郭団体、国公立大学、国公立病院、その他の大学病院等（以下「公的団体」という。）が発注する延床面積が 10,000 m²以上の新築工事の工事監理業務及び地盤変形のある海上埋立地敷地における新築工事の工事監理業務を受注し、完了した実績を有していること。ただし、当該工事監理業務につき主たる工事監理事業者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の工事監理事業者から当該工事監理業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。
- 3) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。

なお、令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、工事監理業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は 4 の連絡先まで速やかに連絡すること。

(4) 入札参加者の制限

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- 1) 資格審査書類の提出期限日から落札者の決定日までの期間で、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けた者。
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）等。
- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用者若しくは入札代理人として使用する者。
- 4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- 5) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- 6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 2 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第 2 項の規定による通告がなされている者。
- 8) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- 9) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限。

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下10）のいずれかに該当する場合。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

10）選定委員会の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

11）9）及び10）の「これらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する二者の場合。

①資本関係

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を執行する者であって、i. からiv. までに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 参加資格確認基準日と参加資格の喪失

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望

者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

なお、参加資格確認通知日から、落札者決定までの間に入札参加者の資格要件（3（1）～（3））を欠く事態又は入札参加者の制限（3（4））に該当する事態が生じた場合は、入札参加者の本事業への入札参加資格を取り消す。

（6）入札参加者の変更

入札参加者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、入札時提出書類提出の期限の日までに入札参加者の応募グループ内の企業のいずれかが、上記（4）入札参加者の制限による資格の喪失に該当し、当該企業以外の企業のみでグループを再編成する、又は新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合にあっては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更後において3（1）～（4）に示す参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、変更することができる。

なお、この場合においては、入札参加者は速やかに入札参加者を構成する企業の変更申請書を市に提出すること。

4 入札及び契約に関する事務を担当する部局

神戸市港湾局空港調整課

所在地：〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル8階

電話：078-595-6272

メールアドレス：kobeairport_sub@office.city.kobe.lg.jp

5 入札参加資格審査申請書類の受付期間

（1）受付期間：令和5年3月6日（月）～令和5年3月9日（木）17時必着

（2）提出場所：4に同じ

（3）提出方法：持参もしくは郵送で受け付ける。

6 入札時提出書類の提出期間等

参加資格確認結果の通知により参加資格が確認された者は、入札時提出書類を提出することができる。

（1）提出期間：令和5年4月17日（月）～4月19日（月）17時必着

（2）提出場所：4に同じ

（3）提出方法：持参もしくは郵送で受け付ける。

7 落札者の決定

市は、「落札者決定基準」に基づき、学識経験者等により構成される選定委員会による技術提案内容の審査と入札価格に対する審査を総合的に評価し、落札者を決定する。

（1）入札書の開札日

令和5年4月下旬

（2）事業者提案書の審査

事業者提案書を、選定委員会において審査する。

（3）審査結果の公表

審査の結果は、令和5年5月中旬頃にすべての入札参加者に対して通知するとともに本市のホームページにおいて公表する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除する。
- (2) 事業者は、施設整備費等（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。
 - ①契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供。
 - ②この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実に認める金融機関等の保証
 - ③この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。

なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。ただし、事業者は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

9 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した場合
- (2) 郵送（書留郵便に限る。）により入札時提出書類を提出する場合において、その送付された入札時提出書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札参加資格審査申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 入札時提出書類の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき又は入札書に記名及び押印がない場合
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をした場合
- (7) 入札に必要な書類が不足しているもの。
- (8) 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (9) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (10) 入札時提出書類の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの。
- (11) 保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (12) 入札について不正な行為があった場合
- (13) 虚偽の申込みを行った者のした入札
- (14) 入札公告から事業者決定までの間、選定委員に関与した者と、本事業に関して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した場合

10 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

11 その他

(1) 予定価格

90 億円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

(2) 本事業は、WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、以下「WTO 協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

(3) その他詳細は、入札説明書等による。

12 Summary

(1) Content of contract

Kobe Airport Sub-Terminal (tentative name) Development Project

(2) Deadline for the application form and relevant documents for the qualification
5:00 p.m., March 9th, 2023(JST)

The documents must arrive by March 9th (JST) without fail, if they will be submitted by mail.

(3) Submission period for tenders

From April 17th to 5:00 p.m. April 19th, 2023(JST)

Tenders must arrive by April 19th, 2023(JST)

(4) Contact Information

Airport Coordination Division, Port and Harbor Bureau, Kobe City Government

Port Island-Building, 8F 4-1-1 Minatojima Nakamachi, Chuo-ku, Kobe, 650-0046 Japan

Tel. +81-78-595-6272